

地域健康増進促進事業公募要綱

1 目的

平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略のアクションプランの1つである戦略市場創造プランにおいては、国民の「健康寿命」の延伸をテーマに、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりのための当面の主要施策として、「自治体や企業による市民や社員の健康づくりに関するモデル的な取組を横展開し、個人や企業の『健康意識』及び『動機付け』の醸成・向上を図る」こととしている。

本事業は、自治体や自治体と連携した民間団体などが実施する、創意工夫による優れた健康増進の取組を支援することによって、健康日本21（第二次）が掲げる目標を達成するための具体的な取組を推進し、健康格差の縮小をめざすことを目的とする。本事業で実施する取組が健康日本21（第二次）の目標の達成のために果たす効果や費用対効果を検証し、取組内容を公表し、優れた取組については横展開を図る。

2 補助対象事業

(1) 実施主体及び実施対象

この事業の実施主体は、市町村、特別区及び民間団体（※）（以下、市町村等という。）とする。民間団体については、一つ又は複数の自治体と連携して、その自治体の住民に対して事業を行う。

（※）公益又は一般法人の法人格を有する団体及び民間企業

(2) 事業内容

ア 次の全ての要件を満たす事業であること。

- (ア) 健康日本21（第二次）に掲げる目標のうち、どの項目の改善を目指した事業かを明示し、期待される効果を具体的かつ詳細に記載すること。
- (イ) 実施主体の自由な発想と、地域の特色や特性に沿った、独創性のある事業であること。
- (ウ) 事業の実施にあたっては、実施地域の自治体及び関係機関・団体、民間産業等と連携を図ること。
- (エ) 事業終了後、健康日本21（第二次）の項目に及ぼした効果について適正に分析・評価を行い、報告すること。

(費用対効果についても分析・評価を行うことが望ましい)

(オ) 本事業により収入が発生した場合には、国庫に納入すること。

イ 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として採択しない。

(ア) 対象経費の50%以上を外部委託するもの

(イ) 本補助対象事業の企画段階から外部委託するもの

(ウ) 第三者への資金交付を目的とした事業

(エ) 財務諸表等の会計書類から団体の経営状況に深刻な問題があると判断される場合

(オ) 複数の団体が連名で応募する場合

(3) 実施期間

平成28年度内に事業を完了すること。

3 対象経費等

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫補助(負担)金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて行われるものである。

なお、予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助額は計画所要額を下回ることがあるので留意すること。

対象経費(賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、委託料)は、平成29年3月末日までの間に支出されたもののうち、厚生労働省が必要と認められたものとする。

※賃金:本事業に必要な臨時雇用をするための費用

※需用費:消耗品費、会議費、印刷製本費 (備品費は支出不可)

※役務費:通信運搬費、保険料

4 留意事項

(1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

(2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。

(3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方を記した書面を計画書に添付すること。

(4) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から、他の補助金を控除した額を上限とすること。

- (5) 事業の成果や経過は公開し、優れた取組については他の自治体へ横展開することを目的としているため、費用負担を含め継続性のある事業であることが望ましいこと。

5 応募方法

1団体1事業のみの応募とする。

(1) 提出書類

ア 地域健康増進促進事業計画書

様式1に必要事項を記入の上、以下の文書を添付すること。

(ア) 法人概要(様式2) ※自治体は提出不要

(イ) 本事業の基礎となる事業概要(提出任意、様式任意)

※ 本事業を行うに当たって、基礎とする事業の有無、該当がある場合については、事業規模や概要について記載すること。

(ウ) 事業実施計画書(様式3)

※ 「⑧事業を実施することにより期待される効果」欄は、具体的な評価指標(できるだけ数値で)について記入すること。

(エ) 支出予定額内訳(様式4)

イ その他

所管官庁に提出している定款(寄附行為)、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。

また、提出書類は5(1)アの書類も含め原則としてすべてA4コピー用紙両面刷りによること。

(2) 提出先・提出部数

厚生労働省健康局健康課(以下、厚生労働省という。)に、

5(1)の書類を平成28年4月28日(木)までに10部提出すること。

6 採択方法

採択にあたっては、厚生労働省に設置する本事業に関する審査会(以下、「審査会」という。)が採択者を決定する。

審査に当たっては、原則として書面審査により行うこととするが、審査会が必要と認める場合には、ヒアリング等による審査を行うこととする。

審査は平成28年5月頃を予定しているが、ヒアリング等に要する旅費等については補助対象としないので注意すること。

この他、応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。
採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

7 交付申請

採択決定の通知を受理した自治体等は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

8 事業実績報告

国庫補助の対象となった自治体等は、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物と共に平成29年4月3日(月)までに厚生労働省に提出すること。

また、本事業を実施した自治体等に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがあるほか、事業完了後に事業の詳細な報告を求めることがある。

9 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省健康局健康課健康指導係

10 本事業にかかる照会先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省健康局健康課健康指導係
TEL:03-5253-1111(内 2971)
FAX:03-3503-8563